

Title	社会的企業を活用した更生保護施設の就労支援：韓国における社会的企業の育成と更生保護施設との連携を契機として
Sub Title	Social enterprises providing employment and training opportunities for offenders : the new role of halfway houses in Japan
Author	朴, 珠熙(Park, Ju Hee)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.113, (2017. 6) ,p.207- 239
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170615-0207">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170615-0207</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 社会的企業を活用した更生保護施設の就労支援

——韓国における社会的企業の育成と更生保護施設との連携を契機として——

朴 珠 熙

- 一 問題の所在
- 二 韓国の更生保護施設による就労支援
- 三 韓国の社会的企業を活用した就労支援
  - (一) 刑務所出所者等に対する就労支援を行う社会的企業
    - 1 韓国法務保護福祉公団と社会的企業の連携
    - 2 民間更生保護法人の社会的企業制度の活用
    - 3 評価
  - (二) 韓国における社会的企業制度
    - 1 社会的企業とは
    - 2 「社会的企業育成法」による社会的企業制度
- 四 日本における社会的企業を活用した就労支援
  - (一) 日本における社会的企業
  - (二) 社会的企業に関する法制度の導入に関する考察

(三) 更生保護施設の社会的企業を用いた就労支援に関する考察

## 一 問題の所在

刑務所出所者等（以下、出所者等とする）の改善更生及び再犯防止のために、住居の安定と並んで重要な要素として、職業の確保がある。二〇一五年現在、新入受刑者二万一五三九人の内、犯行時に無職であった者が一万四七三九人であり、再入受刑者一万二六二六人の内、再犯時に無職であった者が九〇七四人もいることは、就労の有無と犯罪の可能性を関連付ける根拠になるといえる。<sup>(1)</sup>

しかし、出所者等は、働いた経験がない、もしくは、就職に必要な知識がない等の個人的事情に加え、社会からの排除を経験しており、働きたいという本人の意思のみをもって就職を確保することは、非常に難しいのが現状である。

そこで、出所者等を職に就かせるため、「協力雇用主制度」と「刑務所出所者等総合的就労支援対策」等の対策が施されている。

前者の協力雇用主とは、<sup>(2)</sup>非行・犯罪の前歴等の事情を理解した上で、出所者等を雇用し、彼らの改善更生に協力する民間の事業主のことをいう。かつては、個々の保護司や更生保護施設の職員が周りの事業主などに就労支援への協力を求めたが、現在は、保護観察所単位、あるいは、更生保護施設単位で協力雇用主会を結成し、出所者等の就労を図っている。<sup>(3)</sup> また、二〇一五年四月以降、出所者等を雇用する協力雇用主に対し、就労・職場定着奨励金及び就労継続奨励金を支給する制度が開始されており、今後の成果が期待されている。<sup>(4)</sup>

他方、後者の刑務所出所者等総合的就労支援対策とは、出所者等の就労を確保し、改善更生を図るための政策として、二〇〇六年、法務省と厚生労働省の連携により実現されたものである。同対策は、①試行雇用奨励金制度、②身元保証制度、③職場体験講習制度の三つの制度を内容としている。<sup>(5)</sup> まず、①試行雇用奨励金制度は、一定期間の雇用

について奨励金を交付する制度であり、③職場体験講習制度は、出所者等に職場での経験をさせることにつき講習料を支給する制度である。<sup>(7)</sup>そして、②身元保証制度は、就職時に身元保証人がいないため就職が困難な者について、政府の援助を受けた民間保証事業者（NPO法人）が一年間身元保証をする制度である。<sup>(8)</sup>

ところが、これらの対策が施行されているにもかかわらず、出所者等の就労は、依然として厳しい状況であると言わざるを得ない。例えば、二〇一六年四月現在、登録されている一万六三三六人の協力雇用主の中で、実際に出所者を雇用しているのは七八八人、協力雇用主に雇用されている出所者等は一四一〇人に留まっている。<sup>(9)</sup>さらに、刑務所出所者等総合的就労支援対策によって就労することができた出所者等は、毎年約二〇〇〇〇人程度で推移しているが、<sup>(10)</sup>全体出所受刑者の約六・六％というかなり限られた人員である。これらの数値は、現在の対策が出所者等の就労問題に上手く対応できていないことを示すものと思われる。したがって、現在の対策を改善し、新しい就労支援対策を設けることによって、出所者等の就労支援をより拡大・充実させる必要がある。本稿は、かかる必要性を問題意識として、出所者等の就労問題につき、同様の問題を抱える韓国において、近年新しく導入された就労支援対策である、社会的企業を活用した就労支援を紹介し、日本における就労支援対策の今後に示唆を与えることを目的とする。

## 二 韓国の更生保護施設による就労支援

韓国では、韓国法務保護福祉公団（以下、公団とする）<sup>(12)</sup>と七つの民間更生保護事業者が、出所者等に就職の機会を与え、一般市民としての人生を歩ませるための支援として、職業訓練支援、就労支援、及び創業支援を行っている。

職業訓練支援は、出所者等の中で一定した技術を持たず就職が難しい者や、新しい技術を学びたいと志願する者に対し、各職種の資格が習得できる職業専門学校及び塾に委託して職業訓練を実施させるものである。<sup>(14)</sup>最近では、職業

訓練支援を他の機関に委託するのではなく、公団が自ら「出所者等技能習得専門処遇センター」を新設して、職業訓練支援の充実を図っているところもある。<sup>(15)</sup>

しかし、職業訓練を受けた出所者等がすべて就業できていくわけではなく、技術を身に付けても依然として就職が困難である場合も多く、このような対象者には創業支援、あるいは、就労支援が提供される。

創業支援は、創業に必要な技術と意志は備えているものの、資本金がなく創業ができない者に対して、無担保ローンを貸し出すものである。同支援は、二〇〇九年、微笑金融中央財団との連携によって実現された。同支援によって、休眠口座を活用し、一人当たり最大五千万ウォンまで無担保で貸し出すことができるようになった。<sup>(16)</sup>

続いて、就労支援の具体的内容として、出所者等の身元保証制度、就業成功パッケージ事業等がある。前者の「身元保証制度」は、企業が出所者等を採用するに先立ってその者の身元保証を求める場合、法務部が五年間の保証保険料を支援することである。もし、当該出所者等によって企業が損害を被った場合、企業は最高額で三億ウォンの補償を受けられる。

後者の「就業成功パッケージ事業」は、雇用労働部との協力を得て二〇一一年から施行され始めた事業であり、「雇用保険法」第二三条及び同法施行令第二六条に依拠した「雇用促進支援金制度」のことに指す。個人別に作成された就業支援計画に沿って、段階的且つ、統合的な就業支援プログラムを提供し、対象者が就職に成功した場合、就業者と事業主にそれぞれ、「就業成功手当」と「雇用促進支援金」を支給することを内容としている。<sup>(20)</sup>

その他にも、公団は、各企業体に最低一人の出所者等の雇用を促すため、「一企業一出所者等雇用運動」を推進している。<sup>(21)</sup> 現在、保護委員四五一人と三七二の企業体がこの運動に参加し、一四二八人の出所者等に就職先を提供している。<sup>(23)</sup> また、二〇〇九年から、法務部と雇用労働部の後援に基づき、出所者等を積極的に雇用する企業にHUG企業として認証を行う「HUG優秀企業認証制度」を導入・施行し、一企業一出所者等雇用運動の更なる拡大を目指した。

HUG企業は、二〇一三年から「社会貢献企業」として分類され、企業代表に対する出入国審査の優遇、外国人勤労者のビザ（査証）発給書類の簡素化及び在留期間の延長等の特権が与えられる制度である。二〇〇九年一月、第一号企業が認証されて以降、二〇一六年六月現在、総計二六社がHUG企業として認証されている。<sup>(25)</sup>

さらに、近年、公団及び民間の更生保護施設は、新しい就労支援の方法として、社会的企業の活用に注目しており、すでに、社会的企業を活用した就労支援の実績も見られる。以下では、その具体例につき紹介した上で、韓国の更生保護施設が社会的企業を活用した就労支援を試みた背景にある「社会的企業育成法」について概観することにした。

### 三 韓国の社会的企業を活用した就労支援

#### (一) 刑務所出所者等に対する就労支援を行う社会的企業

公団と民間更生保護施設は、両者とも出所者等の就労支援を目的として、社会的企業の制度を活用しているが、その態様においては若干異なる点がある。公団が、社会的企業と業務協約を結んで就労支援の協力を求める他、大企業との連携を通じて新しく社会的企業を設立・運営しているのに対し、民間更生保護法人は、収益事業として社会的企業を運営している。以下では、公団と民間更生保護施設が、其々、社会的企業をどのように活用し、出所者等の就労を支援しているかを確認することにする。

#### 1 韓国法務保護福祉公団と社会的企業の連携

まず、公団と業務協約を結んだ社会的企業の例として、「株式会社ブンド祝福を伝える人たち」がある。

同株式会社のガソリンスタンド一カ所（ブンドガソリンスタンド）は、二〇一〇年、予備社会的企業（大邱型）の過程を経て、二〇一二年に社会的企業として認証を受けており、現在まで社会的企業として在続している。そして、二〇一一年には、出所者等の就労支援のために、韓国法務保護福祉公団大邱（テグ）・慶北（キョンブク）支部と業務協約を締結している。<sup>(26)</sup>

ブンドガソリンスタンドは、大邱広域市南区に所在しており、油類の販売をしながらガソリンスタンド敷地内でスーパを運営し、社会的企業、刑務所、障がい者作業所、自活センター等で作られた商品を販売している。<sup>(27)</sup> 障がい者、高齢者、脱北者、そして、出所者等を雇用しており、これらの脆弱階層が全体雇用人員の六〇％に達している。

一方、出所者等の就労支援のため、公団と大企業との連携によって設立された社会的企業もある。

SKグループは、二〇一一年、法務部と覚書を締結し、非営利財団法人である「SK幸福のニューライフ財団」を設立した。同財団の設立において、SKグループは投資及び運営費用として一二億ウォンを出捐し、プロボノ（職員才能寄付の奉仕団）等を通じた経営支援等を行い、法務部は事業場の提供及びマーケティング支援を行った。<sup>(28)</sup> そして、SKグループ出身の経営者が理事長を勤め、理事会は、法務部の保護観察課長とSKグループの法務室長、公団の事務署長によって構成されている。<sup>(29)</sup> 同財団は、出所者等の職業訓練及び雇用創出を通して彼らの社会定着を図り、健全な社会人として復帰できるように支援することを目的として、「幸福のコーヒーの香り」<sup>(30)</sup>及び「幸福のクリーニングセンター」を開店しており、これらは、二〇一四年に予備社会的企業（仁川型）として選定された。

「幸福のコーヒーの香り」というカフェの運営においては、女性の出所者等をバリスタ及びパティシエとして雇用する点に特徴がある。そのため、同じ自治区に公団傘下のセンターの一つである「女性支援センター」が所在しており、<sup>(31)</sup>このセンターで、バリスタの集中育成と製菓・製パン技能人の育成に向けたプログラムが実施されている。<sup>(32)</sup>

一方、「幸福のクリーニングセンター」は、洗濯工場であり、仁川を含め全国三カ所（大田、清州）に開所している。同工場は、刑務所で洗濯技能の教育を受けた出所者等を雇用することを目的としており、法務部傘下機関等で運営する宿泊施設と企業の研修院からの協力に基づき運営されている。

その他、公団は、「NH農協」との連携によって、スーパーマーケットである「ハナロクラブ」の敷地内に自動車スチーム洗車場（水原、清州）を設置、運営している。さらに、「現代自動車」との連携を通じて、サイクル用品を修繕・販売する店である「ハーグショップ（HUG#）」を開店している。

## 2 民間更生保護法人の社会的企業制度の活用

一部の民間更生保護法人においても、法人内に法人とは別途の法人格を有する社会的企業を設けたり、地域の社会的企業と連携をして就職先を確保したりする等、その態様は施設によって異なるものの、社会的企業を活用し就労支援を行っているところが見受けられる。

法人傘下事業団として企業を設立し、社会的企業として運営している例としては、「世界教化更保協会」の「スチーム洗車場」、「パスカ教化福祉会」の「パスカ食品工場」、そして、「タマン宣教会」の「自立工場」がある。

世界教化更保協会は、一九九七年、更生保護全国キリスト教連合会と教化協議会全国キリスト教連合会を統合して設立された社団法人であり、二〇一一年、協会傘下事業団として「スチーム洗車場」を設立した。このスチーム洗車場は、出所者等に安定した職場を提供することによって、社会復帰を図るという目的の下、運営されており、同年予備社会的企業（城南（ソナム）型）として指定を受けている。<sup>33)</sup>

パスカ教化福祉会は、大邱シャルトル聖パウロ修道女会（Sisters of St. Paul of Chartres）が、一九九二年、出所者等を保護することを目的として、民家を借りて法人設立の許可を得たことを始まりとするものであり、一九九九年には、<sup>34)</sup>

豆腐工場（パスカ食品工場）を設立し、現在の運営システムを確立するに至った。パスカ食品工場は、出所者等のための非営利事業場として、二〇一一年、予備社会的企業（慶北型）としての指定を受けている。同福祉会の生活館に入所した者の中で、希望する者がいれば、食品工場の職員として採用しており、生活館を退所した後にも引き続き工場で働くこともできる。<sup>(35)</sup>

タマン宣教会は、民間更生保護法人の中で、最も大きい規模の施設を備えており、受容人員も多い。タマン宣教会は、一九九七年、法務部から社団法人として設立の許可を得た後、特別保護対象者及び長期収容の高齢者<sup>(36)</sup>を保護するための「老人の家」、二〇〇〇人の収容が可能である生活館の「聖愛院（ソンエウォン）」、出所者等とその家族と一緒に住ませるための無料賃貸住宅である「シャロームの家」を中心に運営している。<sup>(37)</sup>

さらに、同法人は、二〇〇五年、自立工場の運営を始め、この自立工場は二〇一〇年に予備社会的企業（ソウル型）として指定された。<sup>(38)</sup> 同工場は、使用済みのプリンタ・カートリッジを再生し、リサイクル品として政府に納入したり一般販売する等<sup>(39)</sup>、その収益を在所者の援助のために賄っている。

### 3 評価

しかしながら、出所者等に対する就労支援としての社会的企業の活用は、いまだ限定的であるように思われる。<sup>(40)</sup> 「幸福のコーヒーの香り」と「幸福のクリーニングセンター」は、設立されてから二〇一四年一月現在までの間、それぞれ、一人、七人の出所者等を、「自動車スチーム洗車場」（二カ所）は二人の出所者等を雇用するに留まった。また、「ハーグショップ」も、事業開始から二〇一四年九月現在に至るまで、非行少年を一五人雇用するに留まっている。<sup>(41)</sup> 他方、パスカ食品工場では全職員一人の中一〇人、タマン宣教会の自立工場では全体職員一〇人の中七人が出所者等であり、出所者等を積極的に採用している状況が見受けられる。ただ、これら二つの企業体のみが積

極的に出所者等を雇用したとしても、全体出所者等の就労状況が改善できるようなには思われない。

そうだとしても、出所者等の就労支援において、社会的目的を有する社会的企業という枠組みを活用することは、就労を希望する出所者等と社会的弱者の雇用を目指す企業のお互いのニーズを同時に充足できる。したがって、一般企業に対し就労支援への協力を呼びかけるよりも実績向上の余地が大いにあると思われる。そして、前述した公団と民間更生保護施設による出所者等の雇用を目的とする社会的企業の設立は、一般企業はおろか、社会的企業でも就職が難しい出所者等を、より早く社会定着させる役割を果たすと思われる<sup>(4)</sup>。

事実、韓国の社会的企業制度は、「社会的企業育成法」の法的整備を経て、早いスピードで量的・質的成長を遂げていると評され、この社会的企業を活用した出所者等への就労支援の拡充も期待されている。

以下では、まず、社会的企業につき概観した上で、韓国の社会的企業制度を代表する「社会的企業育成法」についてより詳しく論ずることとする。

## (二) 韓国における社会的企業制度

### 1 社会的企業とは

社会的企業とは、経済社会において弱者の立場に置かれている者に対し、職業又は社会サービスを提供することを目的として、企業の経営原理に基づき運営される企業・団体である。

社会的企業は、非営利機関と営利企業の間に位置付けることができるが、経済的価値の生産より社会的価値の生産を優先しているため、典型的な営利企業よりも非営利機関の性格が強い。営利企業が、利潤創出を組織の目的として掲げるのに対し、社会的企業は、組織の設立目的を社会的目的の実現に設定し、利潤創出に向けた企業経営戦略はこの目的を実現するための手段としている点が異なる。また、非営利機関が、寄付又は支援金に依存する等、非専門的

収益活動を行うのに対し、社会的企業は、専門的企業運営によって収益を創出し、組織を維持する点に違いがある<sup>(43)</sup>。社会的企業という概念は、世界各地において用いられているものの、その名称、運用方式等は統一<sup>(44)</sup>されておらず、各国の実情に即して定着している。

最初に、社会的企業という概念が注目され始めたのは、一九七〇年代、福祉国家体系を維持することに限界を迎えていた欧米の各国においてである。この時期、ヨーロッパ各国は、景気不況による低所得層の長期失業といった社会問題に対し、社会的企業、社会的経済等の概念を用いて解決を試みていた。アメリカでは、その以前から社会的企業<sup>(45)</sup>の概念が通用していたものの、この時期の経済不況という社会的背景と、その結果に伴う非営利組織に対する連邦政府からの財政支援の減少に伴い、非営利組織が収益を創出する方法の一つとして、社会的企業という概念が脚光を浴び始めていた。

一方、韓国においては、一九九〇年代、雇用問題の対策として、社会的企業の活用を内容とする政策が開始され、これが、社会的企業という概念が導入される契機となった。現在、韓国で社会的企業という概念が当てはまる組織としては、社会的企業の他、マウル企業<sup>(46)</sup>、農漁村共同体会社<sup>(47)</sup>、社会的協同組合<sup>(48)</sup>、予備社会的企業等があるが、「社会的企業育成法」によって認証を受けた企業のみが、社会的企業という名称を使うことができ、社会的企業として政府からの支援を受けられる構造となっている。

## 2 「社会的企業育成法」による社会的企業制度

### (1) 沿革

一九九七年のアジア金融危機を経験して以来、韓国は、急速に増加した失業率と深刻化した格差の解消が喫緊の課題となっていた。当時、韓国政府は、不安定な市場経済の状況を考慮し、国が自ら雇用を創出することによってこれ

らの問題を解決しようとした。例えば、一九九八年の「公共勤労事業」<sup>(49)</sup>及び、二〇〇〇年の「国民基礎生活保障法」に基づく「自活支援制度」<sup>(50)</sup>がこれにあたる。そして、この「自活支援制度」を発展させたものが、二〇〇三年の「社会的就労事業」である。

しかし、これらの事業の実施においては、職場数の拡大という実績にのみ重点が当てられていたことに問題があった。また、これらの事業に参加していた主体の多くは、慈善団体又は社会運動団体の性格が強く、企業経営のノウハウに乏しく、事業の安定性が確保できず、政府の財政に全的に依存するといった問題も生じていた。<sup>(51)</sup>そこで、二〇〇七年、これらの問題を解消しつつ、社会内に十分供給されていない社会サービスを拡充し、新しい職場を創出することを通じて、社会統合を図り、国民の暮らしの質を向上させることを目的とした、「社会的企業育成法」が制定・施行された（「社会的企業育成法」第一条）。

## (2) 内容

「社会的企業育成法」は、「社会的企業」を、脆弱階層<sup>(52)</sup>に社会サービス又は職場を提供し、地域社会に貢献することによって、地域住民の暮らしの質を上げる等の社会的目的を追求しつつ、財貨及びサービスの生産・販売等の営業活動を行う企業として雇用労働部長官の認証を得たものと定義している（「社会的企業育成法」第二条一項）。社会的企業の認証を得るためには、次の要件をすべて備えなければならない。

- 一、「民法」の定める法人・組合、「商法」の定める会社・合資組合、特別法により設立された法人又は非営利民間団体等、大統領令の定める組織形態を備えること。
- 二、有給勤労者を雇用し、財貨とサービスの生産・販売等の営業活動を行うこと。
- 三、脆弱階層に社会サービス又は仕事を提供し、地域社会に貢献することによって、地域住民の暮らしの質を高める等、社会的

目的の実現を組織の主な目的とすること。この場合、その具体的な判断基準は大統領令で定める。

- 四、 サービスを受ける者、勤労者等の利害関係者が参加する意思決定の構造を備えること。
- 五、 営業活動を通じて得られた収入が大統領令で定めた基準以上であること。
- 六、 第九条に基づく定款又は規約等を備えること。<sup>(53)</sup>
- 七、 会計年度毎に配分の可能である利潤が発生した場合には、利潤の三分の二以上を社会的目的のために使用すること（「商法」の定める会社・合資組合である場合に限る）。
- 八、 その他、運営基準に関し大統領令に定められた事項を備えること。

そして、認証を受けた社会的企業には、脆弱階層雇用のための人件費支援を始め、直接・間接的支援が施される。まず、雇用労働部長官は、社会的企業に対し、社会的企業の設立及び運営において必要な専門的諮問及び情報提供等の支援を行う他（同法第一〇条）、専門性を有する人材の育成と社会的企業に従事する勤労者の能力の向上を図るための教育訓練を実施することができる（同法第一〇条の二）。また、社会的企業の運営に必要な人件費、運営経費、諮問費用等の財政的支援も行うことができ（同法第一四条第一項）、関連企業<sup>(54)</sup>または、関係地方公共団体から支援を受けている社会的企業に対し、その財政支援の状況を鑑みて、追加的に事業費を支援することができる（同法第一四条第二項）。

国及び地方公共団体は、社会的企業の設立、又は、運営に必要な敷地購入費・施設費等を支援・融資し、あるいは、国有・公有財産及び物品を貸付け、又は、使用させることができる（同法第一一条）。そして、社会的企業に対する国税及び地方税を減免する他、雇用保険料、産業災害補償保険料、保険料及び年金保険料の一部を補助することができる（同法第一三条）。さらに、国税及び地方税を減免する支援は、社会的企業に寄付する関連企業・法人、又は、個人

に対しても実施することができる（同法第一六条）。

その他、国家机关及び地方公共団体等を含む公共機関<sup>(55)</sup>の長は、社会的企業の経営を直接的に助けるため、社会的企業の生産する財貨又はサービスを優先的に購買するよう促進される（同法第二二条）。

一方、社会的企業は、偽り、またはその他の不正の方法を用いて認証を受けた場合、社会的企業としての認証を取り消されることになる。そして、認証要件を充足しなくなった場合、偽り、またはその他の不正の方法を用いて同法または、他の法令に沿った財政支援を受け、又は、受けようとした場合、経営悪化等の社会的企業の維持が難しい特別の事由なく認証を返納する場合にも、社会的企業の認証を取消されることが考慮される（同法第一八条第一項）。なお、社会的企業の認証が取消された企業、又は、当該企業と実質的同一性<sup>(56)</sup>が認められる企業については、認証が取消された日から三年の間、社会的企業としての認証が禁じられている（同法第一八条第二項）。

ところで、韓国では、「社会的企業育成法」によって社会的企業として認証を受けた企業体の他に、「予備社会的企業」として指定されている企業体がある。社会的目的の実現、営業活動を通じた収益創出等の社会的企業として認証を受けるための最小限の法的要件は備えているものの、収益構造等の一部の要件を満たしていない企業体が「予備社会的企業」として指定を受けている。予備社会的企業制度の趣旨は、当該企業が将来、社会的企業として認証を受けられるようにサポートすることであり、三年間の指定期間の限定がある。また、予備社会的企業は、指定の主体によって二つの類型があり、地方公共団体の長により指定された企業は「地域型予備社会的企業」、中央部署の長により指定された企業は、「部署型予備社会的企業」として分類される<sup>(57)</sup>。

### (3) 現況

「社会的企業育成法」が施行された二〇〇七年、五五社が社会的企業として認証を受けた。これを契機として、社会的企業は毎年増加し続け、二〇一五年一二月現在、社会的企業は一五〇六社に達している。なお、社会的企業の雇

用人数も増え続け、二〇〇七年は、社会的企業で働いている人員総数が二万二五三九名、その内、脆弱階層である勤労者が一四〇三名であったのに対し、同年現在では、勤労者の総数は三万三五二七人、その内、脆弱階層は一万九五二二人に達している。<sup>(58)</sup>

一方、二〇一五年現在、社会的企業一五〇六社の中、八二二社（全体の約五八%）が予備社会的企業から社会的企業に転換に成功している。その他にも、自活企業、マウル企業、障がい者作業場がそれぞれ一五三社ずつ、社会的協同組合七六社、農漁村共同体会社一〇社、そしてその他四七五社が社会的企業として認証を受けた。このような内訳は、大多数のケースにおいて、当初から社会的企業の実体を備えていた企業が、後に社会的企業として認証を受けるに至ったということを示している。

なお、韓国では、社会的企業を、脆弱階層に社会サービスを提供することを主な目的とする「社会サービス提供型」、脆弱階層に働く場所を提供する「職場提供型」、地域の人的・物的資源を活用することで地域社会に貢献する「地域社会貢献型」、脆弱階層に社会サービスと仕事を提供する「混合型」、そして、社会的目的の実現可否を雇用比率と社会サービス提供比率等によって判断し難い「その他型」に分類しているが、この中でも、職場提供型が圧倒的に多い。二〇一五年現在、一〇五九社が職場提供型、その次が混合型とその他型となっており、揃って一五六社ある。続いて、社会サービス提供型、八九社、地域社会貢献型、四六社が社会的企業として認証を受けている。

組織類型別に社会的企業の現況を確認すると、商法上の会社が最も多く、その次が、民法上の法人、非営利民間団体、社会福祉法人の順となっている。サービス分野別に分けた場合、文化・芸術、掃除、環境、教育、社会福祉、看病（家事支援）の順で構成されており、多様な分野の企業が社会的企業として認証されている状況が見受けられる。<sup>(60)</sup>

#### (4) 評価

前目で紹介した社会的企業の現況を鑑みるに、「社会的企業育成法」が掲げている社会的企業育成、そして社会的

企業の育成を通じた雇用創出と言う目的は達成されていると評価することができる。社会的企業として認証を受けた企業体は、年々増加しており、かつ、社会的企業で働く従業員、そして脆弱階層も増加している。同法の制定後、わずかに一〇年以内に、社会的企業がこのような量的成長を遂げたのは、政府の積極的支援があったからこそであると思われる。

しかしながら、二〇〇七年の制定以降、法律の内容に実質的変更が加えられた四回の改正を含めて九回の改正があったにもかかわらず、「社会的企業育成法」には依然として、改善すべき点が残されている。

第一に、法律の規定の仕方について、問題点が挙げられよう。同法で「脆弱階層」の一つとされている低所得者につき、「社会的企業育成法施行令」第二条第一号は、「世帯の月平均所得が全国世帯の月平均所得の一〇〇分の六〇以下である者」とし、その要件を規定している。しかし、このような規定は、専ら所得を基準として、社会サービス・就労の提供対象を定めており、所得は少ないが資産が多い者も利益を取ることができる。すなわち、法律の目的に合致しない者にまで、不必要な支援が施される危険がある。したがって、所得基準以外にも、資産所得の要件も取り入れ、脆弱階層の該当者を見直す必要がある<sup>(61)</sup>。

つぎに、同法による支援の方法についても、議論の余地があると思われる。同法は、社会的企業として認証を受けた企業に対する人件費・施設費支援の他、直接的財政の支援を内容とする。このような直接支援方式は、多くの企業体を社会的企業へ抱き込む重要な誘引になっているといえる。ところが、社会的企業の認証さえ受ければ、財政的支援が受けられるとの誤った認識、又は、社会的企業の育成が福祉団体に対する支援の一類型にすぎないという認識が広がった場合、同法の趣旨にそぐわない運用が行われる危険が高まる。そこで、直接的支援を減らし、かつ、間接的支援を増やす政策が求められる<sup>(62)</sup>。

さらに、現在行われている支援は、主に社会的企業としての認証が行われた後の支援に焦点が当てられており、創

業に対する支援がないという問題がある<sup>(63)</sup>。それ故、現在行われている社会的企業の「育成」は、既存の企業体又は、団体を社会的企業へ転換させるといふ「育成」を意味しており、全く新しい企業体の誕生という「育成」という意味を持たない。したがって、真の社会的企業の育成を目指した上で、創業による育成をも視野に入れるべきであることから、社会的企業を創業する者への支援という視点を取り入れるべきである。そして、その創業支援は、現在行われている、社会的企業振興院<sup>(64)</sup>の行う「社会的企業家育成事業」<sup>(65)</sup>を充実・発展させたものにすべきである。現在の「社会的企業家育成事業」を創業支援の代わりとすることも手段としては考えられるが、他の支援と異なり、同事業については直接的な法的根拠がなく、いつ打ち切りになるのか不明確であり、支援の実施において、社会的企業振興院から委託を受けた運営機関が主体となっているため、支援対象者の選定が恣意的になる恐れや、公平性が阻害される恐れがあるという問題点がある<sup>(66)</sup>。そこで、「社会的企業育成法」の中で、創業支援の主体、内容等の規定を設け、実施する方が望ましいと思われる。

#### 四 日本の社会的企業を活用した就労支援

##### (一) 日本における社会的企業

日本では、社会的企業の定義を定めた法律や、社会的企業に対する支援を目的として掲げている法律上の制度はないものの、韓国を含む世界各国の例に見られる社会的企業の形態を有する企業体が数々存在しており、社会的弱者の介護・福祉、環境保護、貧困問題等に代表される近年の社会的課題の解決案として注目され始めている。

そして、このような背景に基づき、二〇〇八年、経済産業省は、社会的企業及び社会的企業に対する支援に関する

議論を経て「ソーシャルビジネス研究会報告書」（二〇〇九年）と、「ソーシャルビジネス推進研究会報告書」（二〇一二年）を発表している。これらの報告書は、社会的企業を、社会的課題をビジネスの手法を用いて解決することを目的とし、社会性、事業性、革新性の三つの要件を備えている事業を行う主体であるとしている<sup>(67)</sup>。このような定義に基づいて、日本における社会的企業の現状を概観すると、事業分野としては、地域活性化・まちづくりが全体の約六割を、保険・医療・福祉、教育・人材育成、環境（保護・保険）がそれぞれ約二割を占めている。社会的企業の組織形態としては、特定非営利活動法人（以下、NPO法人とする）が全体の約半分を占め、その次に営利法人（株式会社・有限会社）が約二割を占めている<sup>(68)</sup>。

一方、各府省庁及び自治体等は、これら社会的企業が日本社会に定着し、社会問題への一つの解決案として作用することを期待しながら、社会的企業に対する資金調達支援<sup>(69)</sup>、人材育成支援<sup>(70)</sup>、事業展開支援<sup>(71)</sup>、社会的企業の普及・啓発に向けた支援を実施している。さらに、社会的企業に対する支援制度として、障がい者の就労支援を目的とする幾つかの制度を言及することができる。障がい者という社会的弱者を雇用することによって、社会的目的を果たしている企業に対する支援であるが故に、障がい者の就労支援を図るための制度が、社会的企業に対する支援制度としての役割も果たしているといえる<sup>(72)</sup>。

## (二) 社会的企業に関する法制度の導入に関する考察

前節で論じたように、日本では、社会的企業を直接・間接的に支援する取組が存在するものの、社会的企業に関する制度の法的根拠は設けられていない。すなわち、社会的企業とは何かについての公的合意と、社会的企業の育成と拡充を目的に特化された支援等が存在している。それ故、社会的企業を標榜する企業等と、社会的企業を通じて、経済・福祉・社会等に関する問題を解決しようとする国及び地方自治体等の両方が、社会的企業という枠を有効に活

用できず、社会的企業が長期的に社会内で定着されないという懸念も多分にあると思われる。ましてや、更生保護分野における社会的企業を活用した就労支援の実践に至っては、尚更困難であることが予想され得る。したがって、社会的企業を育成・拡充するための法的整備を経て、出所者等に対する就労支援としての社会的企業の活用の方を工夫すべきである。そこで、最後に、社会的企業の育成・拡充を目的とする法的制度についての提案と社会的企業を活用した出所者等の就労支援の在り方についての考察を加えることにする。

社会的企業に関する法的根拠を設けるに当たっては、日本における社会的企業の現状を考慮すると、韓国の制度が参考になると思われる。そこで、本稿で確認した「社会的企業育成法」を中心に韓国の社会的企業制度を参考にしながら、今後、日本における社会的企業制度に関する法的根拠の案を提案することにする。

社会的企業に関する法制度の内容は、社会的企業を何れかの各府省庁が認証を通じて指定することによって社会的企業への支援を実現させる仕組みを含むようにすべきである。そして、その際、最も肝心なことは、社会的企業をどのように定義するかである。現在、経済産業省では、「社会的課題をビジネスの手法を用いて解決することを目的とし、社会性、事業性、革新性の三つの要件を備えている事業を行う主体」を社会的企業として定義しているが、より具体的に限定された定義の仕方が求められる。この点、筆者は、①一般就労の難しい社会的弱者に中間的・終局的就労支援を行う企業体等、②地域社会の住民の暮らしの質を向上させるためのすべての事業を行う企業体等の、大きく二つの類型の社会的企業を設定することを提案する。さらに、一定水準以上の割合の社会的弱者、又は地域住民を雇用すること、各労働者に市場基準の賃金又は給料を保障すること、意思決定の構造において平等であること、営業活動を通じて得られた収入が一定基準を超えることを、社会的企業としての要件として設定すべきである。これらの要件を満たしていると判断された場合、社会的企業に関する制度を管掌する省庁、例えば、経済産業省が認証を行い、社会的企業に対する支援を施すのである。

そして、その支援においては、直接的財政支援、間接的財政支援、創業支援等が考えられる。直接的財政支援は、いわゆる補助金のことであり、社会的企業の類型別の基準に基づいた金額を支給するものとする。ただし、この直接的財政支援は、営業活動を行う主体として社会的企業を自立させることを目的とする支援として、一定期間の限定を設けて行うべきである。間接的財政支援としては、税制面での優遇措置と公共機関等による優先的購買制度を挙げることができる。これらの支援は、社会的企業の財政的安定を助け、各事業体がビジネスの実施主体として定着できるようにする効果が期待され、より多くの企業を社会的企業に成長させる要因になると思われる。また、創業支援は、社会的企業として創業する企業を増やすため、社会的企業の創業を計画・準備している起業家に対して行う支援として、社会的企業についての全般的理解を助けるための教育課程を修了させる一方、創業に対する補助金の支援、創業に関する専門的アドバイスをを行う支援を施すことを内容とすべきである。

このような内容をもって、社会的企業に関する法制度が整備されることは、日本社会に社会的企業を定着・拡充する前提になるであろう。ただし、法制度を整えたとしても、社会的課題を解決するための社会的企業の活用が実現化すると断言することはできない。特に、刑事政策的観点からみた出所者等の社会的企業への就労支援は、その方法において更なる工夫を要する。

### (三) 更生保護施設の社会的企業を用いた就労支援に関する考察

現在のところ、出所者等の就労支援としての社会的企業の活用は、まだ試行段階にすぎないと思われる。例えば、「ねっこ共同作業所」傘下の印刷工場の「印刷工房ルーツ」(滋賀県)と清掃業を行う「掃除屋プリ」(滋賀県)、社会福祉法人「共生シンフォニー」の焼き菓子製造する「ガンバカンパニー」(滋賀県)、印刷事業と清掃事業等を展開する「企業組合ねっこの輪」(滋賀県)、さらに、農産物の生産及び販売を行う「埼玉福興株式会社」(埼玉県)及び、

「共働学舎新得農場」(北海道)<sup>(7)</sup>が、出所者等を雇用している社会的企業として挙げる事ができるが、どの企業も、出所者等の雇用を通じた犯罪者の改善更生を、企業運営の目的としているものではなく、出所者等がこれら社会的企業へ就職できたのは周りでサポートする個人個人の力量によるものであったと見られる。さらに、出所者等を雇用している社会的企業であれ、その社会的企業を支援している国及び地方公共団体であれ、社会的企業に関する取組においての主目的があくまでも、障がい者の就労支援にあると思われる、出所者等の雇用を通じた再犯防止という刑事政策上の目的に対する意識はまだ不十分であると言わざるを得ない。

しかし、近年の再犯問題の深刻化と共に、就労支援の重要性が認識され始め、社会的企業による出所者等の就労支援への期待は確実に高まっていると見られる。実際、二〇一二年七月、犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」にて「刑務所出所者等を受け入れるソーシャル・ファーム<sup>(78)</sup>の開拓・確保」が打ち出されており、二〇一三年度からは、全国の保護観察所において、出所者等の雇用に協力可能なソーシャル・ファームを開拓・確保するため、ソーシャル・ファームを参加させたソーシャル・ファーム雇用促進連絡会議が開催されている<sup>(80)</sup>。さらに、二〇一六年一月一日に開催された第五回日本更生保護学会では、学会企画シンポジウムのテーマとして、社会的企業が取り上げられ、更生保護対象者への就労支援の新しい在り方として、社会的企業の活用に対する関心が更なる向上を見せると期待される<sup>(81)</sup>ところである。ただ、このような関心が、必ず、出所者等の就労支援における社会的企業の活用に関する具体的内容までを前提としてはいえない。したがって、本稿で、韓国の例を参考に、社会的企業を活用した出所者等の就労支援の在り方を提案したうえで、若干の考察を加えることにしたい。

まず、社会的企業を活用した出所者等の就労支援を行う主体について検討する必要がある。筆者は、更生保護施設が、社会的企業の設立・運営を通じた就労支援の主体として適切である<sup>(82)</sup>と考える。更生保護施設は、住居支援、就労支援等を含む出所者等に対する処遇の専門機関である。したがって、出所者等に対する理解が深く、彼らの特徴に配

慮した職場環境を作ることができようであろう。また、更生保護施設が自ら社会的企業を立ち上げ、運営することによって、出所者等に、居住できる場所だけでなく働くことができる場所をも同時に提供することができ、より早い段階での社会定着を図る効果があると思われる。さらに、現在、更生保護施設が共通的に抱えている財政の問題に関し、社会的企業は収益事業の一環としての役割を果たすものと思われる。

既に、更生保護施設が社会的企業の設立・運営を試みる例を見受けられる。更生保護法人両全会は、女性の出所者等を収容しており、更生保護施設の中でも、比較的いろいろな事業を展開する施設である。二〇一五年、NPO法人両全トウネサールを設立しており、グループホーム等の推進、刑事司法と福祉の連携を図る「福祉事業」、薬物依存離脱指導プログラム・常習窃盗離脱指導プログラムの開発等の研究事業である「シンクタンク事業」、そして、出所者等を含む一般就労困難者への就労・生活支援として「ソーシャルファーム推進事業」を行っている。この「ソーシャルファーム推進事業」に基づき、更生保護施設による社会的企業の設立・運営が見込まれるところである。<sup>(81)</sup>

一方、右のような実践を、すべての更生保護施設に期待することはできない。更生保護施設によって規模、財政状況等の偏差があるため、すべての更生保護施設において社会的企業を設立・運営することは困難となろう。それ故、①幾つの更生保護施設が連携して一つの社会的企業を設立・運営する方法、②韓国の例のように、大企業と更生保護施設が連携して社会的企業を設立・運営する方法が考えられる。

まず、①の方法は、更生保護施設の多くが、二〇人以下を定員とする小規模であることを考慮したものである。<sup>(82)</sup> 小規模の施設が単独で、更生保護施設とは別に社会的企業を設立・運営することは、現実的に難しい。しかし、小規模の施設が幾つか共同して、一つの社会的企業を設立するのであれば、創業資金の問題と人力不足の問題を解決することができるとも考えられず、社会的企業の設立の実現可能性がより高まるであろう。さらに、幾つの施設が一つの企業を共に営むことで、企業経営がより合理的となり、透明性が高まることも期待できる。一方、この類型は、更生保護施

設問での連携が前提となるため、連携と合意にかかる時間と労力が各施設に新たな負担になる恐れがある。社会的企業の設立が途中で頓挫する危険性や、設立後に、各施設の方針の違いによって企業の経営が途絶える危険性もある。このような問題を防止するためには、更生保護施設の連携と合意の過程で助言を行う主体や、社会的企業の経営について相談を行う主体を設ける必要がある。

次に、②の方法は、より具体的に言えば、大手企業から創業資金等の財政支援を受けた更生保護施設が社会的企業を設立する方法、大手企業が更生保護施設に、創業資金等の財政支援に加え、社会的企業の経営の助言等を行う方法、そして、大手企業と更生保護施設が共同に社会的企業を設立し、運営する方法等がある。これら②の方法は、いずれも、更生保護施設による社会的企業の設立における創業資金の問題を解決できる方法であるといえる。さらに、大手企業と更生保護施設の連携の在り方によって若干異なるものの、企業経営において経営専門家たちの助言を受けることができ、経営の安定化を図ることが比較的容易であると思われる。しかし、この方法は、大手企業の協力がないうちで成り立たない方法であり、大手企業への呼びかけが重要になる。また、営利を目的とする企業と、出所者等に対する支援・処遇を行う更生保護施設との連携は、異なる性質を有する主体間の連携である故に生ずる問題もあると思われる。したがって、前述したように、更生保護施設の間での連携による社会的企業と、大手企業と更生保護施設との連携による社会的企業について、その設立の準備過程から経営の初期段階までにわたり、直接・間接的支援及び助言等を行う関係機関を設けることが求められる。

ところで、出所者等の就労支援を目指す更生保護施設による社会的企業の具体像はどうなるべきか。最後に、更生保護施設による社会的企業の事業内容について言及する。

更生保護施設が主体となり、設立した社会的企業は、その設立の目的に沿い、雇用対象への考慮を前提とした事業の選定が求められる。すなわち、出所者等の特性を考慮する必要がある。更生保護施設に入る出所者等には、高齢

者・障がい者、受刑生活のため、健常でない者、教育を受けなかった者、社会生活の経験が乏しい者等が多く含まれている。これらの者は、専門的先端技術を要する仕事ができない者、又は、建設関係の仕事のように体を張る仕事ができない者であったり又は、一般事務職さえできない者であったりする。それ故、ある一つの事業群が更生保護施設による社会的企業の事業として適切であると断言することはとても難しいであろう。

ただ、近年、農業を用いた出所者等の就労支援に注目が集まっており、更生保護施設による社会的企業の事業内容の一つとして、農業に関する可能性を見出せることができると思われる。

例えば、北海道沼田町就業支援センター<sup>(83)</sup>は、少年院を仮退院した少年等に対し、地域内の農業実習場で農業に関する訓練を実施する。少年の中では、同センターを退所した後に、大規模の農場や、食品加工会社に就職した者もいる。同センターの農業を用いた就労支援は、少年等に精神的安定と充実感を与えながら、人間関係で発生する緊張から少年等を解放させる効果があるといわれる。また、収穫の際に、少年等に達成感を味わせることによって、職業訓練としての効果が大きいと評される<sup>(84)</sup>。

他の例としては、障がい者支援施設の「かりいほ」、個人生産者の「ふる里自然農塾」、有限会社の「ファームきくち」、そして、更生保護法人の「栃木明德会」で、出所者等に対し農業を用いた職業訓練及び就労支援を行っている。これらの例においても、農業から得られる利点として、精神的安定と達成感という要素が評価されており、さらに、出所者等の改善更生及び再犯防止という刑事政策的効果までが期待されている<sup>(85)</sup>。ただ、前述したように、出所者等の中には、高齢者・障がい者、その他、健常でない者等が含まれており、体を使う農業という仕事ができない者もいる。また、農業は自然災難の影響が大きい故、出所者等に挫折の経験をさせ、途中で諦めてしまう危険も否定できない。それでも、更生保護施設による社会的企業については、農業という選択肢について十分考慮に値すると思われる。自然との触れ合いによって得られる精神的安定を経験できることはとても大切である。また、共同作業を通じて人間

関係の築き方を学べることも、出所者等の再社会化を助ける要因になるであろう。さらに、体を使う仕事ができない者への対応については、農業の中でも幅広い仕事があり、農業関係の仕事を提供することもできるため、個人の特性に即した仕事を提供することができると思われる。

- (1) 法務省HP 二〇一五年度矯正統計年報 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?tid=000001155287> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (2) 法務省HP [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hog04.html#08](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hog04.html#08) (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (3) 松本勝『更生保護入門第4版』成文堂(二〇一五)一八七～一八九頁。
- (4) 出所者等を雇用する場合、就労・職場定着奨励金として、最長六か月間、月額最大八万円を支給する。そして、出所者等を雇用した時から六か月が経過すると、三か月ごとに二回にわたり、最大一二万円を就労継続奨励金として支給する。ただ、これらの状況について保護観察所に報告する義務がある(法務省HP <http://www.moj.go.jp/content/001146723.pdf> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日))。
- (5) 法務省HP [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hog02\\_00030.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hog02_00030.html) (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (6) 一か月以上の試行雇用を実施する雇用者に対して、一か月分四万円、最大三か月分の奨励金を交付する(松本・前掲注(3)二二四～二二五頁、藤本哲也『新時代の矯正と更生保護』現代人文社(二〇一三)六〇頁)。
- (7) 五日から一か月の講習を実施する事業主に対して最大二万四〇〇〇円を支給している(松本・前掲注(3)二二四～二二五頁、藤本・前掲注(6)六〇頁)。
- (8) 保証手数料は一件につき四万円で、国と更生保護法人日本更生保護協会がそれぞれ二万円ずつを拠出する。もし、一年の間に雇用主に業務上の損害を与えた場合には、二〇〇万円を上限として、見舞金を支払うことになる(松本・前掲注(3)二二四～二二五頁、藤本・前掲注(6)六〇頁)。
- (9) 二〇一六年四月現在、協力雇用主の中、四九・〇%が建設業、一五・六%がサービス業、一一・三%が製造業である(法務省法務総合研究所編『平成二八年版犯罪白書』(二〇一六)八三頁)。

- (10) 平成二六年三月総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視結果報告書」(二〇一四)七頁。
- (11) 平成一七年から平成二二年までは、毎年三万二〇〇〇～三万三〇〇〇人の受刑者が出所していたが、その後、減少の傾向が顕著になり、平成二七年の出所受刑者は、二万四七三七七人に留まっていた(法務省法務総合研究所編・前掲注(9)五二頁参照)。
- (12) 「保護観察等に関する法律」第一条に基づき設立され、更生保護、更生保護制度の調査・研究及び普及・広報、更生保護事業のための収益事業、公団の目的達成のための必要な事業を行っている(「保護観察等に関する法律」第八二条)。公団の本部は、慶尚北道金泉市(キョンサンブク・トキムチョン・シ)に所在しており、各地方検察庁の所在地に一四支部、二センター、七地所が設置され、それぞれ地域の特性に応じた更生保護事業が実施されている。
- (13) 民間更生保護事業者は、①更生保護事業に必要な経済的能力を持つこと、②更生保護事業の許可申請者が社会的信望を有すること、③更生保護事業の組織及び会計処理基準が公開的であることの三つの要件を満たし、法務部長官からの許可を得た法人である(「保護観察等に関する法律」第六八条)。
- (14) 정진연 「효율적인更生보호사업의 방향」 출소자의 재범방지를 중심으로」 고정연구 제 23호 (2004) 196쪽.  
최응렬 「한국更生보호사업의 적용현황 및 개선방안」 고정연구 제 61호 (2013) 16쪽.
- (15) 二〇一一、二〇一二年に、「溶接技能習得センター」を二カ所(蔚山、仁川)設置しており、二〇一四年には全州(シジョンジュウ)地域に「営農技術教育センター」を、二〇一五年には昌原(チャヌウォン)地域に、「機械組立技能習得専門処遇センター」を開所している(연성진 외 3명 「재범방지를 위한 고정보호의 선진화 방안 연구」(1)「출소자 주거 및 취업지원을 위한 사회적 기업 설립·육성방안」 한국형사정책연구원 (2012) 103쪽, 유병철 「외국의更生보호에 관한 비교고찰」 고정연구 제 61호 (2013) 85쪽, 서울대학교 산학협력단 「2014년도 한국범무보호복지공단 운영평가의 대한 평가 연구」(2015) 50쪽参照)。
- (16) 박병식 「更生보호사업의 현안과 과제」 2011年4月12日 노철래 국회의원주최정책 토론회 관련자료 (2011) 5쪽.
- (17) 연성진 외 3명・前掲注(15) 103쪽。
- (18) 「雇用保険法」第二三条(高齢者等雇用促進の支援) 雇用労働部長官は高齢者等労働市場の通常条件では就労が特に困

難な者（以下、「高齢者等」とする）の雇用を促進するために、高齢者等を新しく雇用したり彼らの雇用安定に必要な措置を取る事業主又は、事業主が実施する雇用安定措置に該当する勤労者に大統領令の定めたことにより必要な支援を行うことができる。

(19) 「雇用保険法施行令」第二六条（雇用促進支援金）①雇用労働部長官は法第二三条によって障害人、女性家長等労働市場の通常の条件では就労が特に困難な者の就業促進のために職業安定期間又は、その他雇用労働部令の定める機関（以下、この条では「職業安定機関等」とする）に求職登録をした者として、次の各号のいずれに該当する失業者を被保険者とし雇用した事業主に雇用促進支援金を支給する。

(20) 신청만 「출소자 지역사회 재활서비스의 극내외 현황과 시사점」 보호관찰 제14권 2호 (2014) 171쪽.

(21) 「一企業一出所者雇用運動」は、二〇〇八年支部毎に散在していた「就業あつせん委員会」を統合した「全国就業委員連合会」に所属している保護委員と一般企業からの協力によって推進されている。

(22) 保護委員は公団に所属されており、かつては更生保護委員という名で活動していたが、一九九六年保護観察料の保護観察する傾向にあつたため、公団では新たに「後援会員」という名の下で民間のボランティアを集め更生保護事業を推進することになった。そして、二〇一二年「後援会員」の役割と責任の重要性が認識され、専門的なボランティア活動を進めるため、「後援会員」から「保護委員」へとその名を変更した（배인호 「출소자 재범방지를 위한更生보호사업의 실태와 발전방향」 교정연구 제60호 (2010) 127쪽 参照）。

(23) 법무부 『2015년 법무연감』 (2015) 199쪽. 민원홍 외 2명 『2014년도 한국법무보호복지공단 경영평가에 대한 평가 연구』 (2015) 52쪽.

(24) HUGとは、ハグすることを意味する。

(25) 법무부 보도자료 2016년 4월 6일 『함께 나누는 사회, 출소자와 함께 나누는 일자리 한국법무보호복지공단 1차 25호 임의피나감회』 (HUG) 기념인양회 개최』 (2016) 参照.

(26) 韓国法務保護福祉公団HP, <http://koreha.or.kr/archives/16288> (最終閲覧日, 二〇一七年一月三日)。

(27) 연성진 외 3명 · 前掲注 (15) 152~155쪽.

(28) 法務部HP, [http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs\\_03/ShowData.do?srtNbodCd=not0603&srtWrtno=2&srtAnsNo=A&srt](http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ShowData.do?srtNbodCd=not0603&srtWrtno=2&srtAnsNo=A&srt)

- FilePath=moj/&strRmURL=MOJ\_52000000&strOrgChnCd=100000 (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (29) SK幸福のニューライフ財団HP、<http://www.happynewlife.or.kr> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (30) 연성진 외 3명・前掲注 (15) 165쪽.
- (31) 「幸福のコーヒアの香り」と「女性支援センター」は両方、京畿道華城市(キョンギ・ド、ファソン・シ)内に位置してゐる。
- (32) 韓国法務保護福祉公団女性支援センターHP、<http://woman.koreha.or.kr> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (33) 연성진 외 3명・前掲注 (15) 163쪽.
- (34) 이원복 외 3명 『재범방지물 위한 범죄자처우의 과학화에 관한 연구』(II) : 『종교단체의 참여확대방안』을 중심으로』한 국형사정책연구원 (2012) 140쪽.
- (35) 연성진 외 3명・前掲注 (15) 159～160쪽.
- (36) 『特別保護対象者及び長期収容の高齢者』とは、全体収容人の中で六五歳以上でありながら、別途の介護が必要である高齢者として、中浪区役所の社会福祉館から生活保護対象者として選定された者である(タマン宣教会HP、<http://www.daman.co.kr/ntro/inst.htm> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日))。
- (37) 生活館は男女用に区別され、男性用の部屋の定員は一八〇人、女性用の部屋の定員は二〇人である。そして、家族生活館(シャロームの家)の定員は、四〇人である(タマン宣教会HP・前掲注 (36) (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日))。
- (38) 남성모, 이인근 「국내의更生보호소에 관한 비교고찰」 『고정연, 구재호』(2013) 44쪽.
- (39) 太田達也「韓国における更生保護事業の特色と刑事政策的意義(二・完)」『法学研究第七七巻第七号(二〇〇四) 一一〇頁。
- (40) 例えば、二〇一五年六月発表された「二〇一四年度韓国法務保護福祉公団経営評価に対する評価研究」によると、二〇一四年一二月現在、大企業等の連携により設立された各社会的企業での刑務所出所者等の累積雇用の実績が、多くても一二名であり、ほとんど一〇人前後であった。
- (41) 민원홍 외 2명・前掲注 (23) 53쪽.
- (42) 社会的企業の中でも、前科を有する者を雇用するに抵抗のある企業や、一旦雇用してみたけれど、仕事が長続きしない者、再び罪を犯した者等を経験して、刑務所出所者等の雇用を断念する企業がある(연성진 외 3명・前掲注 (15) 168～2

00쪽参照)。

(43) 연성진 「출소자 사회복귀를 위한 지역사회회복 모델」 사회적기업들을 중심으로」 교정당론 제7권1호 (2013) 44 (45쪽).

(44) 例えば、共同体ビジネス、共同体企業、社会的經濟企業、社会的目的会社、社会的目的を有した協同組合、社会的協同組合、社会的ビジネス、そして、社会的企業等がある(권정환, 김기현 「교도소 출소자를 위한 사회적기업의 교정적 의의」 교정연구 제48호 (2010) 196쪽)。

(45) 홍성우 「비교론적 관점에서 의 우리나라 사회적기업의 특성 분석」 사회적기업과 정책연구 제1권 제1호 (2011) 64~70쪽.

(46) 마울企業は、行政部の一つである安全行政部による政策であり、地域共同体に散在する各種の特化資源を活用し、地域共同体に基づいたビジネスを通して安定的所得及び仕事を創出するマウル単位の企業、そして、地域住民が主導して地域の人材及び資源を活用し、地域問題の解決と社会的目的を実現する地域共同体の活性化事業を行う企業」と定義されている(安全行政部地域發展政策局 「二〇一二年マウル企業育成基本計画」(二〇一一)、羅一慶 「ソーシャルビジネスの政策と実践——韓国における社会的企業の挑戦」 法律文化社 (二〇一五) 三四頁参照)。

(47) 農漁村共同体会社は、社会サービスの供給、雇用創出等と通して地域社会を活性化するため、地域住民または、婦村人力によつて結成された自律性と持続性を持つ企業経営方式を備えた組織として、民法上の法人、組合、商法上の会社、農漁業法人、その他非営利団体のいずれに該当する組織であり、農林水産食品部から支援を受けられる(관관훈 「사회적 기업 육성법제 및 기타 창업관련 법제 정비방안」 농림법연구 제13권 제3호 (2013) 8~9쪽)。

(48) 「共同組合基本法」第二条(定義) この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

一、共同組合 とは、財貨または用役の購買・生産・販売・提供等を共同に営為することによつて組合員の權益を向上させ、地域社会に貢献することを旨とする事業組織のことをいう。

二、省略

三、社会的共同組合 とは、第一号の共同組合の中地域住民たちの權益・福利の増進と関連する事業を遂行したり脆弱階層に社会サービスまたは、就労を提供したりする等營利を目的としない共同組合のことをいう。

(49) 「公共勤勞事業」は、政府が「失業問題の解決に向けた総合対策」を發表したことを契機に着手され、雇用の維持及び新

規の職場創出と失業者の就業、職業訓練、就業斡旋、失業者の生活安定への支援等を行っていた(홍성우 「우리나라 근로연계복지사업의 제도적 연계성 분석」 자활사업과 사회적기업 육성정책을 중심으로」 한국정책연구 제11권 제3호 (2011) 417~418쪽)。

(50) 『自活支援制度』は、『自活動労事業団』と『自活企業』で構成されている。前者は、自活企業への発展・開発を目標とする事業であり、後者の自活企業は、労働者協同組合的な事業体として、『国民基礎生活保障法』を法的に基礎自治体の首長により指定され、支援を受ける法的地位を持つこととなる(羅・前掲注(46) 三二~三三頁)。

(51) 김재완 외 2명 「사회적기업 육성을 위한 우리나라 법제의 현황과 개선방안」 법조계 61권 제5호 통권제 668호 (2012) 145~146쪽。

(52) 『脆弱階層』には、月平均所得が全国世帯の月平均所得の一〇〇分の六〇以下である者、高齢者、障がい者、性売買被害者、被害者、脱北者、結婚移民者、更生保護対象者等が含まれており、『社会的企業育成法』第二条第二号及び『社会的企業育成法施行令』第二条にて定められている。

(53) 『社会的企業育成法』第九条(定款等)第一項 社会的企業として認証を受けようとするものは、次の各号の事項を記載した定款または、規約等(以下、「定款等」という。)を備えなければならない。

- 一. 目的
- 二. 事業内容
- 三. 名称
- 四. 主たる事務所の所在地
- 五. 機関及び支配構造の形態と運営方式及び重要事項の意思決定方式
- 六. 収益配分及び再投資に関する事項
- 七. 出資及び融資に関する事項
- 八. 従事者の構成及び任免に関する事項
- 九. 解散及び清算に関する事項(「商法」の会社・合資組合の場合には、配分可能な残余財産があれば、残余財産の三分の二以上を他の社会的企業または、公益的基金等に寄付することとする内容が含まなければならない。)
- 一〇. その他大統領令で定める事項

- (54) 「社会的企業育成法」・前掲注(53) 第二条(定義) この法律で用いる用語の意義は、次のとおりである。  
四「運携企業」とは、特定の社会的企業に対して財政支援、経営諮問等多様な支援をする企業として、その社会的企業と人的・物的・法的に独立しているものをいう。
- (55) 「中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律」第二条第二項による定義によれば、〃公共機関〃とは、国家機関、地方自治団体、特別法に沿って設立された法人の内、大統領令で定められたもの、「公共機関の運営に関する法律」第五条に沿った公共機関の内、大統領令で定められたものいずれかに該当する機関または法人のことをいう。
- (56) 「社会的企業育成法施行令」第一条の三(実質的同一性の基準) 法第一八条第二項前段で、実質的同一性の認められる企業とは次の各号のいずれに該当する企業のことをいう。  
一 認証の取り消された企業と代表者又は、管理人が同一である企業  
二 認証の取り消された企業の主要営業権又は、資産を譲り受けた企業  
三 認証の取り消された企業が合併又は、分割した場合、その合併又は、分割で設立された企業  
四 その他に、雇用労働部長官が事業目的、事業内容、役員・勤労者等の構成員、意思決定構造等を総合的に考慮した際、認証の取り消された企業と事実上同一である企業と認めた企業
- (57) 韓国社会的企業振興院HP, <http://www.socialenterprise.or.kr/kosea/reserve.do> (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日)。
- (58) 한국사회적기업진흥원 『2015년 사회적기업 개요권』(2015) 24쪽.
- (59) 연성진 외3명・前掲注(15) 46쪽. 한국사회적기업진흥원・前掲注(58) 23쪽.
- (60) 한국사회적기업진흥원・前掲注(58) 25쪽.
- (61) 연성진 외3명・前掲注(15) 64쪽. 김재완 외 2명・前掲注(51) 159〜160쪽.
- (62) 연성진 외3명・前掲注(15) 70〜71쪽.
- (63) 김재완 외2명・前掲注(51) 173〜176쪽. 박관홍・前掲注(47) 21쪽.
- (64) 社会的企業振興院は、雇用労働部長官が社会的企業の育成及び振興に関する業務を効果的に遂行するために設立された法人であり、具体的には、社会的企業家の養成と社会的企業モデルの発掘及び事業化への支援、社会的企業のモニタリング及び評価、業種・地域及び全国単位の社会的企業のネットワークの構築・運営を支援、社会的企業ホームページ及び統合情報システムの構築・運営、経営・技術・税務・労務・会計等の改善のためのコンサルティング支援、社会的企業関連の国際交

流の協力、その他委託された社会的企業と関連する事業、そして、これら事業に付随する事業を行う（「社会的企業育成法」・前掲注（53）第二〇条（韓国社会的企業振興院の設立等）を参照）。

- (65) 二〇一一年韓国政府は、社会的企業において創業支援の不在と、深刻な青年失業問題を同時に解決するために、「青年等社会的企業家育成事業」を実施していた。この事業によって、社会的企業に関するアイデアを持つている青年に、活動費（創業費用）、創業空間、メンターリング、資源連係等を提供することができたが、創業支援の対象に「満一九歳から満三九歳未満」とし年齢による制限を設け、その他の年齢層による創業に対しては、支援が行われない問題が指摘されていた。二次にわたり行われた同事業は、その後、年齢制限を置かない「社会的企業家育成事業」として発展した（오승수, 박명래 「사회적기업가 육성사업의 지원내용이 사회적기업 성과에 미치는 영향」 청년 사회적기업가 육성사업을 중심으로」 한국창업학회지 제10권제3호（2015）12쪽）。

- (66) 김재완 외 2명・前掲注（51）173～176쪽.

- (67) ここでいう社会性とは、現在解決が求められる社会的課題に取り組みことを事業活動のミッションとすることであり、事業性は、右のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくことである。そして革新性とは、新しい社会商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出することである（経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』（二〇〇九）三頁、経済産業省『ソーシャルビジネス推進研究会報告書』（二〇一一）四頁参照）。

- (68) 経済産業省（二〇〇九）・前掲注（67）三三～三四頁。

- (69) 資金調達の方法として融資、寄付、社債、出資、その他が挙げられる。特に、融資に関しては、信用金庫・信用組合・労働金庫等の地域金融機関による支援が多いが、日本政策金融公庫においても、非営利法人型も含めた社会的企業家への融資を積極的に行っている。さらに、自治体の中には、社会的企業を主眼とした独自の融資制度を設けているところや、「信用保証法」の対象外であるNPO向けの信用保証制度を独自に設置したところもある（経済産業省（二〇一一）・前掲注（67）一三～一四頁）。

- (70) 内閣府による「社会起業インキュベーション事業」と「社会的企業人材創出・インターンシップ事業」を、人材育成支援の代表的例として挙げる事ができる。前者の「社会起業インキュベーション事業」は、社会起業プラン・コンペティションを通じてスタートアップ等を支援することを内容としており、後者の「社会的企業人材創出・インターンシップ事業」は、

- 社会的企業でのインターンシップを含めた人材創出に取り組んだ事業である(経済産業省(二〇二二)・前掲注(67)一七頁)。
- (71) 経済産業省では、社会的企業の事業展開支援のため「中間支援機能強化事業」を実施し、「地域SB/CB推進協議会」を通じて社会的企業のネットワークを形成している。そして多くの自治体では、経営支援員を配置する他、経営アドバイザーを社会的企業に派遣する取組を設けている(経済産業省(二〇二二)・前掲注(67)二二頁)。
- (72) 経済産業省は、平成二〇年から「ソーシャルビジネス全国フォーラム」を開催しており、各自治体においても、セミナー等を通じて、社会的企業の普及・啓発を図っている(経済産業省(二〇二二)・前掲注(67)二四頁)。
- (73) 寺島彰「わが国のソーシャル・ファームを発展させるための考察」浦和論叢第五〇号(二〇一四)六九〜七五頁。
- (74) 社会的弱者についての定義も設けるべきである。ただし、本稿では、韓国の脆弱階層の例を参考にし、高齢者、障がい者、被害者、更生保護対象者、所得及び資産が全国平均の一〇〇分の六〇以下である者を想定している。
- (75) 染田恵・中嶋ひとみ「刑事政策的観点からソーシャル・ファームと連携した犯罪者・非行少年の社会復帰支援——滋賀県における実践とその特徴を中心に」罪と罰第五二巻第二号(二〇一五)四八頁。
- (76) 染田恵「ソーシャル・ファームその刑事政策的観点からの活用」刑政第一二六巻第一号(二〇一五)四八〜四九頁。
- (77) 一九七八年に設立された北海道新得町の農事組合法人である。刑務所出所者を始め、障がい者、ひきこもりの若者等、七〇人余が共同で生活しながら野菜の栽培、家畜の飼育、チーズの生産を行う点が特徴的である(炭谷茂「ソーシャルファームの理論と実践——ソーシャルインクルージョンを具体化するために」罪と罰第五二巻第二号(二〇一五)一八頁。日本財団「農業を活用した再犯防止プロジェクト報告書」(二〇一六)一九頁)。
- (78) 本稿では、基本、社会的企業という名称で統一してはいるものの、日本政府と関係機関からの発表で「ソーシャル・ファーム」という用語が使用されている場合だけ、「ソーシャル・ファーム」と称することになっている。
- (79) 平成二四年七月犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」(二〇二二)一二頁。
- (80) 中島祐司「ソーシャル・ファームという一つの可能性——ドイツ・フランスの実際を視察して」罪と罰第五二巻第二号(二〇一五)三二頁。
- (81) 二〇一六年二月一〇日に開催された第五回日本更生保護学会のシンポジウムにおいて、更生保護法人両全会の小畑輝海、鷺野薫による発表が行われた。

- (82) 平成二八年一月現在、全国一〇三箇所の更生保護施設があり、この中、四分の三に該当する施設が二〇人以下を定員とする小規模の施設である (<http://www.kouseihogo-net.jp/hogohoujin/institution.html>) (最終閲覧日、二〇一七年一月二三日) 松本・前掲注(3) 一四二頁。
- (83) 沼田町就業支援センターは、親族等や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を対象とする国立の更生保護施設である自立更生促進センターの一つである。平成一九年一〇月に開所された。北海道沼田町に位置しており、定員は一三名の男子少年で、少年院仮退院者や保護観察処分少年等を収容する施設である。入所者は六カ月から一年までの期間の間、沼田町就農実習農場で週六日の農業実習に参加する(松岡千恵「自立更生促進センター等の現在」刑政第一二六巻第一〇号(二〇一五)五八〜六八頁参照)。
- (84) 日本財団「農業を活用した再犯防止プロジェクト報告書」(二〇一六)一七頁。
- (85) 日本財団・前掲注(84) 四九〜七二頁。

朴 珠熙 (パク ジュヒ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本刑法学会、日本刑事政策研究会

専攻領域 刑事政策

主要著作 「日韓における検察段階での介入型ダイバーションに関する考察——韓

国の条件付き起訴猶予制度を中心に」(修士論文)

「起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方——入口支援の実施を踏まえて」『法学政治学論究』第一一二号(二〇一七年)